

消費税軽減税率制度導入と消費税・転嫁対策 個別相談会のご案内

来年2019年10月1日から消費税率の引上げと併せて、軽減税率制度導入が目前に迫ってまいりました。この事で多くの事業者の方に関係があります。

そこで、今治商工会議所では、事業所の事務処理が円滑に行えるよう、税理士による個別相談会を下記の通り2日間開催いたします。ぜひ、この機会に早めにご相談ください。また、その他の税に関する相談も承りますので、お申込みください。



相談内容

- 軽減税率制度とは
- 軽減税率の対象品目について
- 軽減税率の価格表示について
- 帳簿や請求書の記載方法について
- 国の支援等(補助金)について
- その他、税に関する(源泉・減価償却等)こと

相談日 6月27日(水)、9月10日(月)

相談時間 10:00~12:00・13:00~16:00

会場 今治商工会議所3階 研修室

相談料 無 料 **相談員** 税理士

お申込み 今治商工会議所 振興課

TEL23-3939 FAX31-6667

消費税軽減税率対策窓口相談等事業(個別相談会)申込書

今治商工会議所 振興課 (FAX31-6667) 行き

事業所名		相談者名	
所在地		業 種	
電話番号		FAX番号	
希望日時	月 日 (曜日)	時 分	分~

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡、情報提供のために利用することがあります。